

「地域密着型サービス第三者評価の実施について（指針）」新旧対照表

目

1 第三者評価の目的

地域密着型サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第72条第2項及び第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）第65条第2項及び第86条第2項の規定を参酌して市町が条例に定める基準に基づき、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（いずれも介護予防事業を含む。）の事業者（以下「事業者」という。）が受けるものとされる第三者による評価として位置づけるものである。

事業者は、第三者評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、第三者評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものである。

系庁

1 第三者評価の目的

地域密着型サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）第86条第2項の規定を参酌して市町が条例に定める基準に基づき、認知症対応型共同生活介護（介護予防事業を含む。）の事業者（以下「事業者」という。）が受けるものとされる第三者による評価として位置づけるものである。

事業者は、第三者評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、第三者評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものである。